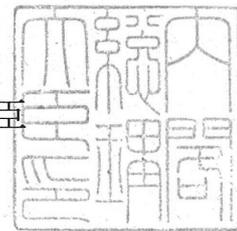




府 公 第 73 号
平成 25 年 4 月 18 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等の移管について

「平成 24 年度公文書等移管計画について（通知）」（平成 25 年 3 月 28 日付け府公第 62 号内閣総理大臣通知）に基づき、最高裁判所長官から移管を受けた別紙 1 の公文書等（司法行政文書）について、公文書等の管理に関する法律第 14 条第 4 項の規定に基づき貴館に移管します。

